

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内子町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

内子町長

## 公表日

令和8年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 予防接種法に基づく予防接種事務 ・予防接種法に基づく予防接種者の管理を行う。 ・予防接種の勧奨、接種記録の入力、台帳管理を行う。 ・健康被害救済に関する事務を行う。</li><li>2. 母子保健法に基づく母子保健事務 ・母子健康手帳の交付を行い、記録の入力を行う。 ・乳幼児の集団健診を行い、結果を入力し、必要に応じて、育児相談や発達相談を行い、記録の入力を行う。 ・妊産婦、未熟児や新生児、乳幼児に対して訪問指導、各種教室、その他の母子保健事業を実施する。</li><li>3. 健康増進法に基づく健康増進事務 ・健康増進法によるがん検診、健康相談、健康教育、訪問指導、その他の健康増進事業等を実施し、記録の入力、管理を行う。 ・健(検)診結果を登録・管理し、マイナポータルでの閲覧や他市町村との情報連携を行う。 ・高齢者の医療確保に関する法律による特定健康診査、特定保健指導を実施し、記録の管理を行う。</li><li>4. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種者の管理(接種記録、台帳管理)を行う。</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 健康管理システム</li><li>2. ワクチン接種記録システム</li><li>3. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ)</li><li>4. 中間サーバ</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
訪問記録ファイル、妊婦健診ファイル、乳幼児健診ファイル、健診ファイル、予防接種ファイル、新型インフルエンザ特措法予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)第9条、第19条及び別表(14の項、70の項、111の項、126の項)</li></ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第8号 2 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による」が含まれる項(48、71、80、95、112の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による」が含まれる項(25、26、153の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による」が含まれる項(139の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による」が含まれる項(25、26、153の項)</p> <p>(情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種」が含まれる項(25の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付」が含まれる項(27、28、29の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による」が含まれる項(95の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による」が含まれる項(139の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による」が含まれる項(153の項)</p>
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	内子町保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	内子町企画情報課 郵便番号:795-0392 住所:愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号:0893-44-6151
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	内子町保健福祉課保健センター 郵便番号:795-0392 住所:愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号:0893-44-6155
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底している。なお、本人からマイナンバーを取得できない場合は、住基ネット照会により取得することについて、本人承諾(承諾書提出)のうえ、4情報により確認している。 特定個人情報を含む書類は、鍵付きのキャビネットに保管している。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [    十分に行っている    ]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[    3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策    ]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [    十分である    ]
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムの使用には、ID、パスワード、静脈認証が必要であり、権限のない職員は使用できないようになっている。また、定期的にアクセスログの確認を行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 関連情報5、評価実施機関における担当部署②所属長	保健福祉課長 土居好弘	保健福祉課長 曾根岡伸也	事後	人事異動に伴う変更
平成29年7月27日	II しきい値判断項目1. 対象人数	2015/3/1	2017/4/1	事後	時点修正
平成29年7月27日	II しきい値判断項目2. 取扱者数	2015/3/1	2017/4/1	事後	時点修正
平成31年4月15日	I 関連情報5、評価実施機関における担当部署②所属長	保健福祉課長 曾根岡伸也	保健福祉課長	事後	記載要領変更に伴う修正
平成31年4月15日	II しきい値判断項目1. 対象人数	2017/4/1	2019/4/1	事後	時点修正
平成31年4月15日	II しきい値判断項目2. 取扱者数	2017/4/1	2019/4/1	事後	時点修正
平成31年4月15日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更に伴う変更
令和2年4月1日	II しきい値判断項目1. 対象人数	2019/4/1	2020/4/1	事後	時点修正
令和2年4月1日	II しきい値判断項目2. 取扱者数	2019/4/1	2020/4/1	事後	時点修正
令和2年12月17日	II-1及び2 いつ時点の計数か	2020/4/1	2020/12/17	事後	再評価の実施
令和4年2月28日	I-1-②事務の概要	(※1及び2略) 3. 健康増進法に基づく健康増進事務 ・健康増進法によるがん検診、健康相談、健康教育、訪問指導、その他の健康増進事業等を実施し、記録の入力、管理を行う。 ・高齢者の医療確保に関する法律による特定健康診査、特定保健指導を実施し、記録の管理を行う。 4. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事務 ・予防接種法に基づく予防接種者の管理を行う。 ・予防接種の勧奨、接種記録の入力、台帳管理を行う。 ・健康被害救済に関する事務を行う。	(※1及び2略) 3. 健康増進法に基づく健康増進事務 ・健康増進法によるがん検診、健康相談、健康教育、訪問指導、その他の健康増進事業等を実施し、記録の入力、管理を行う。 ・健(検)診結果を登録・管理し、マイナポータルでの閲覧や他市町村との情報連携を行う。 ・高齢者の医療確保に関する法律による特定健康診査、特定保健指導を実施し、記録の管理を行う。 4. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種者の管理(接種記録、台帳管理)を行う。 5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用開始
令和4年2月28日	I-1-③システムの名称	1. 健康管理システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ	1. 健康管理システム 2. ワクチン接種記録システム(VRS) 3. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 4. 中間サーバ	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用開始

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	I-3法令上の根拠		(※以下を追加) 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用開始
令和4年2月28日	I-4-②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による」が含まれる項(16の2、16の3の項)	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による」が含まれる項(26、56の2、87の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による」が含まれる項(16の2、16の3の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による」が含まれる項(102の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による」が含まれる項(115の2の項)	事後	番号法改正による号ズレ対応及び時点修正
		(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付」が含まれる項(17、18、19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による」が含まれる項(70の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による」が含まれる項(115の2の項) (※以下略)	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種」が含まれる項(16の3の項) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種」が含まれる項(16の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付」が含まれる項(17、18、19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による」が含まれる項(70の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による」が含まれる項(102の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による」が含まれる項(115の2の項) (※以下略)		
令和4年2月28日	II-1及び2 いつ時点の計数か	2020/12/17	2022/2/28	事後	時点修正
令和8年4月1日	I-1-②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用終了
令和8年4月1日	I-1-③システムの名称	2. ワクチン接種記録システム(VRS)	2. ワクチン接種記録システム	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用終了
令和8年3月31日	I-3法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)第9条、第19条及び別表第一(10の項、49の項、76の項、93の2の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第40条、第54条、第67条の2 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)第9条、第19条及び別表(14の項、70の項、111の項、126の項)	事後	番号法改正による対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	I-4-②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による」が含まれる項(26、56の2、87の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による」が含まれる項(16の2、16の3の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による」が含まれる項(102の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種」が含まれる項(16の3の項) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種」が含まれる項(16の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付」が含まれる項(17、18、19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による」が含まれる項(70の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による」が含まれる項(102の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(以下「別表第二省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条、第19条、第30条、第39条、第44条、第59条の2</p>	<p>1 番号法第19条第8号 2 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による」が含まれる項(48、71、80、95、112の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による」が含まれる項(25、26、153の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による」が含まれる項(139の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による」が含まれる項(25、26、153の項)</p> <p>(情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種」が含まれる項(25の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付」が含まれる項(27、28、29の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による」が含まれる項(95の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による」が含まれる項(139の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による」が含まれる項(153の項)</p>	事後	番号法改正による対応
令和8年3月31日	II-1及び2 いつ時点の計数か	2022/2/28	2026/3/2	事後	時点修正
令和8年3月31日	I-7	総務課	企画情報課	事後	
令和8年3月31日	I-8	総務課	保健福祉課 保健センター	事後	